議員提出議案の委員会審査に関する申合せ事項

令和2年2月25日(改正)

議会運営委員会決定

資料７

１　質疑の方法及び質疑時間

　⑴　質疑の方法及び質疑時間については、代表者会議で協議・決定する。

　⑵　質疑は、当該委員会所属委員に限るものとする。

　⑶　答弁は、提出者が行うものとする。なお、提出者のうち、各会派から推薦のあった議員も答弁者として委員会に出席することができる。

　⑷　提出者以外の議員のうち、各会派から推薦のあった議員については、答弁補助者として委員会に出席することができる。ただし、答弁補助者は答弁を行うことができない。

　⑸　各会派から推薦できる答弁補助者数は、一会派につき当該委員会の委員数と同数までとする。

⑹　関連質問は、認めないものとする。

２　理事者の出席

　⑴　理事者の取扱いについては、説明員（答弁者）として関係理事者に限定して出席を求めることができる。

　⑵　理事者への質疑は、法令等の解釈など事実確認のみに留める。

３　資料等の使用

　　資料等の使用に当っては、「委員会における資料等の使用に関する申合せ事項」を準用する。

４　その他

　　この申合せ事項に記載のない内容について、協議が必要と思われるものは、代表者会議において協議する。